㈠　弁済の方法

清算株式会社は、債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から７営業日以内に、第一回弁済額を弁済する。

⑵　追加弁済

①　清算株式会社は、債権者に対し、後記第４記載の共益債権及び優先債権（以下「共益債権等」という。）の弁済が完了したときから１か月以内に、第一回弁済並びに共益債権等の弁済後存在する残余の原資を以て、前記第２の３⑴②㈠の方法により算定された金額を追加弁済する。

②　第一回弁済及び前記第２の３⑵①追加弁済後に清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、債権者に対し換価代金より必要費用を控除し前記第２の３⑴②㈠の方法により算定された金額を弁済する。

第３　債権放棄等

１　債権元本

債権者は、清算株式会社に対し、第一回弁済時、本件債権から別表「第一回弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。

２　利息・損害金等

債権者は、本件債権に附帯する利息・損害金等一切の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

３　前記第２の３⑵①②に基づき追加弁済する場合、既になされた債権放棄は追加弁済の限度で遡ってその効力を失う。

第４　共益債権及び優先債権の弁済

清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。

（別表省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第１号

埼玉県加須市鴻茎3202番地１

再生債務者　株式会社電硝エンジニアリング

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　さいたま市浦和区高砂１丁目２番１号　エイペックスタワー浦和　中央館204号室　久保村法律事務所　弁護士　久保村康史

平成28年３月25日

さいたま地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第４号

熊本県八代市二見本町2755番地

再生債務者　八代グリーン開発株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成28年３月23日

熊本地方裁判所民事第１部

再生手続終結

平成２６年（再）第１２号

兵庫県加東市秋津1990番89

再生債務者　セントラルゴルフマネジメント株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成28年３月25日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１３号

相模原市中央区矢部１丁目12番21号

再生債務者　井野　精一

１　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月14日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月28日から平成28年５月12日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第１５号

相模原市緑区相原５丁目８番12号

再生債務者　伊藤　達哉

１　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月14日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月28日から平成28年５月12日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第４６号

札幌市白石区東札幌１条３丁目３番17号　ウエストヴィレッヂⅡ－202号

再生債務者　高橋　幸司

１　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月９日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第９号

埼玉県八潮市大字２丁目306番地２　アベニューⅢＧ号室

再生債務者　太田　清一

１　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月９日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第１９号

千葉県木更津市高柳２丁目５番６号

再生債務者　羽澤　幸夫

１　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月13日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（再イ）第３号

千葉県匝瑳市八日市場イ2829番地

再生債務者　石毛　克弥

１　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月13日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（再イ）第１７号

神奈川県座間市ひばりが丘５丁目９番20号

再生債務者　高木　祐二

１　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月28日から平成28年５月12日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第４号

岐阜県高山市国府町宇津江2284番地15

再生債務者　丸山　広行

１　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月10日まで

岐阜地方裁判所高山支部再生係

平成２７年（再イ）第６８号

静岡市駿河区向敷地352番地の５

再生債務者　増田　尚司

１　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月25日から平成28年５月６日まで

静岡地方裁判所民事第２部